

登録申請に当たっての留意事項

登録要件

下記に該当する場合は、登録出来ません。

- ・ 農地が荒廃し、復元して営農することが困難なとき。(山林・原野化した農地など)
- ・ 所有者等が農地の情報開示を拒否したとき。
- ・ 農地バンクへの農地の登録が転用目的であると認められるとき。
- ・ 申請が農地の所有者等真正な権利者以外のものから行われたとき。
- ・ 申請の対象農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借が困難であるとき。(抵当権、賃借権が設定されているなど)
- ・ 申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は他の共有者がいる場合は、その者の同意がないとき。
- ・ 申請者が、申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、他の相続人からの同意がないとき。
- ・ 農地の隣接地との境界が不明なとき。

登録申請書 申請者欄の押印について

申請者欄の押印について、署名(本人による自署)であれば押印は不要ですが、記名の場合は、押印をお願いします。

登録申請書の電話番号について

登録申請書へ記載していただく電話番号については、携帯・自宅 両方の記載をお願いします。

登録期間

農地バンクへの登録期間は、農地バンクに登録された日の翌月から5年間となります。
(更新可能)

登録申請に際しての同意事項

登録申請に当たり、下記の事項について、同意していただいた上で、申請していただく事としております。

- ・ 農地バンクへの農地の登録は、転用目的ではありません。
- ・ 住所、氏名及び電話番号以外の農地情報を公開することを了承します。
- ・ 農地バンクの利用希望者に登録申請者の住所、氏名及び電話番号を伝えることを了承します。

- ・ 契約交渉については、登録申請者 自らが利用希望者を行うことを了承します。
- ・ 知り得た相手の個人情報については、契約交渉以外の目的に利用しません。

公開する農地情報

登録申請により登録された農地について、市ホームページ・農業委員会事務局（農林課内）窓口で公開する情報は下記のとおりです。

- ・ 「所在」 (様式第 1 号別紙 1 記入項目)
- ・ 「地番」 (")
- ・ 「地目」 (")
- ・ 「面積」 (")
- ・ 「利用状況」 (")
- ・ 「希望貸付料」 (")
- ・ 「希望相手」 (")
- ・ 「その他希望等」 (")

なお、添付書類にある公図の写しを基に作成する大まかな位置図については、窓口のみの公開となります。

利用希望者へ伝える情報

利用希望者へ書面により伝える登録者に関する情報は下記のとおりです。

- ・ 「住所」 (様式第 1 号 記入項目)
- ・ 「氏名」 (")
- ・ 「電話番号」 (")

携帯・自宅の両方を記載します。

その他留意事項

- ・ 農地バンクで紹介等を行うのは「農地の貸し借り」のみです。「農地の売買」は対象外です。
- ・ 登録された農地について、必ず借りたい人が見つかるわけではありません。
- ・ 農業委員会は、登録者及び利用希望者との農地に関する交渉並びに貸借の契約の媒介並びに代理をする行為には、一切関与しません。
- ・ 農地に関する交渉並びに貸借の契約の媒介並びに代理をする行為に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし農業委員会はこれらに一切関与しません。

- ・ 農地バンクに登録された農地に関する貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の草刈り等の維持管理は、所有者で行っていただきます。